

蔣介石は昭和十年十一月十二日開催の五全大會に於て、國家政策の原則を次の如く聲明した。

「吾人が衷心より求むるものは自國の自求自存に外ならず、國際的には共存共榮を求むる以外何等求むるところなし。苟くも國際的にわが國家の生存、民族復興の路を切斷されざる限り、吾人は全幅的に國家と民族の利害を主要對象とし、その他の枝葉問題は最大程度に忍耐し、また主權を侵されざる限度に於て各友邦と政治的協調を謀り、もつて互恵平等の原則下に各友邦と經濟合作を謀るのである。然らざる場合に於ては命に依り黨國下に最後の決心をなすであらう。然しながら和平未だ完全絶望期に至らず、よつて和平策を放棄せず。犠牲未だ最後の關頭に至らず、よつて犠牲を輕言せず。個人の犠牲たるや事小にして國家の犠牲たるや事重大、個人の生命には限度あれども民族の生命は無窮である。和平に和平の限度あり、犠牲に犠牲の決心あれば、最後の犠牲の決心を抱き、しかして和平のために最大の努力を拂ひ、國家尊定、民族復興の目的を期すること。是即ち本黨の救國建國唯一の大方針と確信するものである。」

本聲明は滿洲事變以後に於ける蔣の最初の對日態度の表明であつて、一見和平を冀求せるが如くであるが、滿洲事變以來本聲明を爲すに至るまでの日支關係も蔣政權樹立前は姑く措くとして

北伐成功以後滿洲事變に至るまでと同様、しかく和平的でなかつたことは當時の支那の對日態度に鑑みれば直に首肯し得るところである。而して本聲明は彼の所謂「一面抵抗。一面交渉」を意味する。而も彼に於ては抗日即國是であるがため、時に親日的態度を示したからとて心からの親日に非らず「國權恢復。國家統一」の美名の下に抗日を繼續せんとする過程の一方便にしか過ぎないのである。眞に「國權恢復。國家統一」を冀求するならば何故に一聯の西歐的諸勢力を驅逐しないのか。蔣は國家統一のためには日本の明治維新を研究せよと云つたが、其の結果は寧ろ抗日を招來した是れ彼の研究が單なる現象の把握に止まり、その本質就中我が皇道の本義を究明するの明なかりしに因すること其の根本なるべきも彼をしてかゝる態をなさしめたるものは實に彼を傀儡として動かす背後の力なることを知らねばならぬ。

従つて彼が指導する支那、實は背後から英、米、佛、蘇に操縱されてゐる支那は方向違ひの國權恢復。國家統一へと奔走したのであつて、事變前蔣政權の呼號する所と本質的に一体なるも、何處に見出されるか。一時蘇聯と國交斷絶したる時期ありしとは云へ。北伐其自身既に蔣政權一己の獨力によつて成功したものでなく、蘇聯の内心恩を賣るを目的とせる賣恩的援助に基くものであり、従つて昭和二年共產黨に大彈壓を加へ、屢次の剿共を行つても遂に之を壊滅し得ず、逆

に彼等の勢力増大を來すの皮肉なる結果となり、それは孫文の「聯俄容共」政策と共に蘇聯の侵略の因を爲してゐる。又英國は北伐の成功を自己に有利と見るや否や南方派に恩を賣り其の力に依つて自己の利益擁護を計らむとし、昭和元年十二月、同二年一月の兩度に亘り對支外交轉換聲明を發し、昭和二年漢口、九江の自己租界を、同四年には鎮口租界、五年には厦門租界をそれぞれ之を還附したのであるが、其の他南京事件解決の際に於ける利用、或は昭和三年の關稅自主權回收問題、同四年治外法權廢棄問題も皆これと軌を一にするものである。此くの如く五全大會以前に於てすら陽に支那の甘心を買はんとする外交に汲々としてゐたのである。米國も亦略同様である。之等は何れも後述するが、之等一聯の偽裝親支國の態度は蔣政權の錯覺に輪をかける様々のものであり、之と共に我國の對支策も其の術中に陥（り）幣原外交の如き著しき消極退嬰なる態度と情せるため「日本何するものぞ」との驕慢を増大せしめた。斯くの如き列強の態度と北伐成功の後を承けた蔣政權は足下の注意を怠り、日支提携こそ眞の國家統一なることに思ひを致す能はず、抗日を以て統一促進の唯一の捷徑なりと誤信したのである。驕慢は常に小にしては個人を、大にしては國家百年の大計を誤まる。その好例は滿洲事變であり、今次の支那事變である。

滿洲事變に至るまでの抗日は年を逐つて悪化し、事變直前に於ては張學良の「滿鐵包圍鐵道網

「計畫」と相俟つて、滿洲だけでも三百に垂んとする事件が発生したのである。而も一たび我が殺然たる態度に遭ふや、周章狼狽して或は嘆願を國際聯盟、米國等に致して之れに依存せんとし、或は蘇支の國交恢復によつて日本を牽制し又は兵匪を使喚する等、悉く姑息の陋策に終始し醜を世界に曝したのであつた。

此に於て蔣政權は前述の所謂「一面抵抗。一面交渉」の二重政策を以て、外は我に對し、内、抵抗力無くして抗日を叫び、而も平和を欲する國民に臨んだ。従つて、日支國交は表面的には協調が保持された様に見えたが、それは何處迄も「表面」にしか過ぎない性質のもので、一皮剝けば裏面は依然として徹底抗日である。例へば昭和八年五月塘沽停戦協定締結以後本聲明に至るまでの期間、北支を中心とした日支關係が如實に之を證明する。

昭和八年二月反滿抗日軍が熱河擾亂の舉に出づるや、日滿兩軍は之を省外に驅逐、進んで四月北支を席卷、五月二十三日には北平を指呼する地點にまで迫つたため、彼は停戦を請ひ、茲に塘沽停戦協定が成立、蔣政權は一應之に従ふかの態度であつた。即ち表面には親日派と稱せられる黃郛を北平政務整理委員會委員長に任命し、北支に於ける政治的・外交的自由裁量の權を與へ日支國交の衝に當らしめたのである。その結果昭和九年六月には北支通車問題、同十二月には滿支通

問題等解決され、一方蔣政權自體としては同年七月輸入税則實施に當り邦品課稅率を引下げた。更に同十年二月には滿支間電信直通聯絡を開始し、同月、蔣政權は排日貨禁止を全國に發令、五月には日支大使交換等一見親日態度を示してゐる。然し、それは蔣政權にとつては手段にしか過ぎない。蔣一流の得意の戰術は敵を斃す準備を急ぐ一方和協的、讓歩的態度に出で、敵の虚を突くのである。従つて、一方にかゝる親日態度を示すと共に一方に於ては所謂歐米派を驅使して米國と棉麥借款を締結せんとし、或は英、米兩國との航空連絡、英國參畫鐵道計畫の進捗を企圖して對日戰備を整へた。だが、かゝる態度が永續する筈がない。その破綻は遂に「北支事件」なるものを發生せしめた。

塘沽停戰協定に於て北支に非武装地帯設置され、日支兩軍は相互に之を尊重することを約定し、該地區治安維持は支那側警官に擔當せしめることになつてゐるに拘らず、彼は之を無視して國民黨部、中央軍憲兵第三團、藍衣社をして侵入せしめ、昭和十年一月以來五月まで五十餘件の反滿抗日事件を惹起し、又或は兵匪をして該地區治安擾亂、暗殺等の行爲を實施した。このため、我方は五月之等抗日機關、軍隊の撤退、責任者の處分を要求して問題の解決を圖り毅然たる態度に處てたる爲六月十日「梅津、何應欽協定成立」、蔣政權は全面的に之を受諾し、更に國交敦厚令、

排日取締令を發した。然し北支事件解決は彼の誠意に基くものでないことは相前後する「察哈爾事件」「新生事件」、其の他幾多の抗日事件繼起したのに鑑みても知ることが出来る。而も蔣政權はその都度瞞着的態度に終始してゐるのである。このことは蔣政權と表裏一体の中國共產黨の勢力擴大の因をなしてゐるが茲では省略する。

斯様な動向であるがため、蔣の國家原則聲明もそれに立脚してゐることは論を要しない。而も尙之を裏付けるものに十一月に於ける英、米依存の幣制改革、十二月の冀察政務委員會成立、同月の南京、天津、上海に於ける學生排日運動がある。

幣制改革問題は別項に譲り、冀察政務委員會及び學生排日運動に對する蔣政權の態度を簡述する。

六月、北支事件の北支民衆に及ぼした影響は漸次自治運動を促進し、十月には北支分離の徵候を呈し、その結果十一月二十五日「民衆の請求に従つて――南京政府から離脱する」冀東防共自治政府と改稱、蔣政權に拮抗するに至つた。そこで、十二月十八日、北平政務整理委員會に代り宋哲元一派の冀察政務委員會が成立するや之に干渉して委員中に張學良、中央系の抗日分子を混入せしめ、或は六十万の大軍を配備して壓力を強化し冀東自治政府及び我に對抗し來つた。

又、南京、天津、上海の學生拏日運動も之に關聯してゐて、共產黨使曠の下に行はれたのであるが蔣自身之が鎮壓に臨み、南京學生團に對し「藉すに時日を以つてせよ、對日即時決戦を欲するならば汝等即刻武装し來れ、我汝等を統率せん」云々と演説して之を解散せしめた。

彼の此の演説は暗に最も力強く抗日を示唆してゐる。たゞ當時の支那幹部が對日即時決戦に至り得なかつたがため、かゝる表現をなしたに過ぎない。即ち、内に胡漢民を中心とする西南派の反蔣運動、共產黨の策動等の重要問題が存在してゐたからである。

越えて、翌十一年に亘るや支那側對日敵對行爲は益々露骨化し、我抗議に對するに傲然たるものがあつた。

一月二十一日、第六十八帝國議會に於て廣田外相は

「支那が現在の歐米依存外交政策の誤謬を清算し、日本と經濟・文化の各部門に亘る全面的

協調をなすこと。

「南京政府が北支の特殊性を認識して日滿支三國の調整に邁進すべきこと。

「北支並に邊疆に於ける赤化の防衛。

の對支外交三原則を闡明した。が、蔣政權は之に應ぜず、逆に

一、日支兩國は相互に相手國の完全獨立を尊重すること。

二、兩國は眞正の友誼を保持すること。

三、今後日支兩國間の一切の事件は外交交渉に俟つべきこと。

を主張し、氷炭相容れざる體で北支の特殊性を否認した。従つて展開される日支關係は惡化の一踏のみであり、その間、張群等知日派と稱せられる者が國交調整の任に當つたと云へ、要するに蔣に驅使せられただけである。

由來、蔣政權の北支についての關心は、昭和十三年三月二十九日の國民黨臨時全國代表大會宣言文中次の如く述べてゐるに鑑みても明かである。

「それ北方各省の存亡は即ち中國の存亡である。北方各省は中國文化の發祥地であり經濟の心臟である。有史以來一切の文化は黃河流域より漸次長江流域に擴り來つてゐる。

北方各省をければ中國の文化は將に枯渴すべく、物産に至つては農産物のみならず鑛産は、鐵、石炭の如き中國工業の依存するところ。北方各省なき文化は即ち中國文化の發揚に由なく、經濟亦然り。北方の經濟なき中國經濟は發展に由なく、自主の國家として世界に自立し得ず。故に北方九省若し保全し得ざれば、……中國の全領土は正に落淪して亡びるであら

う。」

此の宣言は昭和十一年七月十三日第二次中央執行委員會全體會議に於ける蔣の「和平の限度は北支を指すのである。北支は滿洲と異り、支那民族の生存のための血であり、肉である。」との言明を敷衍化したとも云ふべきである。

第二次中央執行委員會全體會議は澎湃たる抗日運動を反映して開催された。十一日、外交部長張群は「日支關係調整こそ國家百年の大計である」と演説したるに對し、蔣は國民の「支那は一體どこまで忍耐すべきであるか。和議の態度を放棄せずと云ふが、それは如何なる場合を指すか。また最後の犠牲の決心を抱いて當れと云ふが、犠牲の決心は如何なる情勢に於て發動すべきか」の疑問に應じ、「和平の限度は北支を指すのである。北支は滿洲と異り、支那民族の生存のための肉であり、肉である。従つて北支に於ける主權保持と行政完整の根本原則が侵害される場合こそ、平最後犠牲の決心を發動すべきである。而も最後犠牲の決心を發動したる以上は、もはや最後まで妥協はあり得ない。妥協を計ることは、即ち屈服に外ならず、屈服は吾人の絶対に甘受し得ないところである」と對日最底限度を言明した。之は既に「一面抵抗。一面交渉」の全面的放棄である。

1687

昭和十一年初頭以來本會議までの抗日運動は、十年十一月九日の中山兵曹暗殺事件を契機として、一月三十一日在汕頭日本領事館勤務角田巡査暗殺、七月十日在上海萱生三菱社員暗殺兩事件の如き直接行動に化して來た。而も、彼にあつては依然誠意の見るべきものなく、従つて小事件に至つては枚擧に遑なき程であつた。

かゝる情勢にあつて「對日最底限度」の表明は油に火を注ぐ如きもので、更には民族統一即抗日を藉る共產黨の跳梁を激甚ならしめた。八月二十四日の成都事件、九月三日の北海事件、同十九日、二十三日と續發せる漢口事件、上海水兵事件等その好箇の例である。

かくの如き日支關係悪化の最中、蔣政權は十月十日辛亥革命二十五周年記念祭を舉行し、蔣は「中國の統一と建設」と題する聲明を發表

「國民政府は南京遷都以來一日として統一の完成と秩序の恢復とに努力せざるは無く、數年來政府は堅忍不拔何ものをも犠牲にして、邁進止まざるの決心を以つて慎重事を行ひ、共匪討伐及び一切の反動勢力一掃の計畫を實現した。故に一九三四年共匪の巢窟江西を恢復したる後、湖北、湖南、四川、貴州の各地の共產黨相次いで肅清され、その邊陲地帯に散在する少數の殘

黨も一掃すること、難きにあらざ共匪と軍閥の勢力は既に中國の患となすに足らず、且つ福建の事變平定し、兩廣亦中央の命に服し、中國の統一は既に正に成就せんとするの域に達した」との要旨を中外に諺示した。

それには一面の理由はある。即ち、昭和六年十一月瑞金に中華ソヴィエト共和國臨時中央政府を樹立して勢力を擴大した共產黨も蔣の屢次の討伐により、昭和九年十一月江西から四川、西康、甘肅、綏遠、寧夏、陝西へと大徙遷を開始して邊陲地方へ遁入した。又蔣に對し隱然たる勢力を有してゐた西南派の驍將、胡漢民が昭和十一年六月急逝するや西南派を壓迫瓦壞せしめた。一方昭和十年十一月以降軍事組織を改編して近代的國軍編成の名目下に「打倒軍閥」に着手したのであり、幣制改革に基く中央化にも努力した。従つて、一見蔣の聲明を裏付けるもの、様であるがそれは「力」の差でしかない。共產黨は邊陲にありとは云へ、蘇聯の使嗾下に抗日氣運を促進してをり、前例の如きそれを示してゐる。又西南派と雖も内心虎視眈々たるものがあり、國軍編成は之に名を藉る反對派軍閥の打倒であるから地方將領の不平は推して知るべきである。而して蔣がかゝる聲明を諺示した反面には明らかに日本の現狀に關する誤りたる認識をも含んでゐたものと云へやう。

それは當時我國內に二・二六事件の勃發、議會中心主義に眷戀たる政黨の對軍部關係を示す齋藤代議士の反軍演説行はれる等あつて、その表面に現はれたる現象のみにとらけられてゐたためである。

かくして、蔣政權が得意の絶頂にあつた時勃發したのは十二月十二日の西安事件である。

西安事件は蔣政權の國內矛盾の爆發で、來たるべきものが來たに過ぎない。

その矛盾とは、蔣政權が「打倒軍閥」を呼號しながら、その實、蔣それ自身が軍閥であり、從つて依然たる軍閥政治であつたことが一つ。英米と結託せる浙江財閥を背景とせるが故に英米依存たることその二である。即ち結局眞に支那民族の幸福を冀ふものでなく、民意に乖離した政權である。此の矛盾を隱蔽するに用ひたのが「民族復興」を名とする抗日であり、「新生活」運動「民族國家建設」である。而して此の西安事件の解決に最も努力した者は宋美齡、宋子文であり更に根源的に觀れば浙江財閥を媒介とする英米ユダヤ財閥であつた。即ち、十六日宋美齡は兄の宋子文、駐支英國大使館附陸軍武官フラルイ中佐及び英人顧問ドナルドと共に一千萬元を携へて西安に飛來し蔣の救出に努力したのであるが、この時宋美齡は蔣の説得に當り、フラルイ中佐は張學良を説き、宋子文は自ら反蔣一派（張學良及び共產黨）に一千萬元を與へて懐柔する一方、

ドナルドをして妥協工作を行はしめた。就中、宋美齡の蔣説得は、蔣、張の妥協に最も効果を及ぼしたと傳へられてゐる。例へば中央軍の西安攻撃を數日延期せしめたるか如きその證左である。又周恩来、毛澤東等の中國共產黨は此の間にあつて蔣、張に對し抗日救國のためには内争を停止せよと強要して之が解決に乗り出した。

かくて、西安事件は浙江及び中國共產黨、即ち英米佛「ソ」ユダヤ勢力の裏面活動によつて謎の解決に到達し、その結果として現れたものは第二次國共合作に因る蔣政權の否應なしの抗日政策の採用であつた。本合作は換言すれば英米佛「ソ」の日本勢力を消耗せしむる爲の支那支援、日支對立の謀略に外ならぬ。

西安事件の解決は已に上述の如く蔣政權の獨力を以てしては如何ともすべからざるものである。乃ち同事件の重大性を瞞着せんがため利用したのは綏遠事件である。

綏遠事件に於て、彼は日本軍が參加しないに拘らず、傳作義の百靈廟奪回を以つて日本軍を撃破せりと稱し、又徳王が西安事件勃發するや十二月十六日附で「蔣は蒙古民族の宿敵であるが、既に赤化せる學良のため危害を蒙つたことは同情すべきである。我等が軍事行動を起したのは一に蒙古民族の生存の途を解決すると共に赤化勢力を排撃するためであつた。我等が防共の精神よ

りこの際断じて學良軍と共同戦線に立つべきでない。即ち一時軍事行動を停止する旨を明らかにしたるに之を以つて支那の大勝であるかの様に宣傳したのである。だが、偽滿は事實に破摧される。このことは次の昭和十二年二月、共產黨の第五期三中全会宛通電によつても明らかである。

即ち

一 内亂を停止し、國力を集中して一致外敵に對する。

二 言論。集會。結社の自由と政治犯の釋放。

三 各黨各派各界各軍の代表會議を召集し、全國人材を集中し、共同救國を實行すること。

四 抗日抗戰準備工作の急速完成。

五 人民生活状態の改善

かくして、昭和十二年は國共同床に明けた。越えて四月、西安に於ける合作密約は

一 共產軍を改編して黨政府軍事委員會の指揮下におく。但し、裝備は中央軍と同一とし、これを三箇師に改編、師長は共產軍より、副師長は中央軍より任命する。

二 改編費用は國民黨政府之を負擔する。

三 改編後の共產軍の駐屯地は綏遠、陝西、甘肅省内とす。

四 中國共產黨は反國民黨政府行動を停止する。

共 中國共產黨員は個人の資格において國民黨に入黨し得。

斯様にして、共產黨に喰ひ込まれた蔣政權は一月以來約五十件の抗日事件を發生せしめ又もや支那事變を惹起した。

事變勃發するに及び、七月十日、蔣は北平市長秦德純、第三十七師長馮治安に

「如何なる妥協條件をも一切之を拒絶せよ。

「一歩たりとも退却を許さず。

「必要の場合犠牲を惜む可からず。

の對日抗戰命令を發し、十一日の我が不擴大聲明に對し、十九日「最後關頭」聲明を發し、「我々の爲すべきことは、唯一即ち我が全國民精力の最後の一滴迄も傾倒し、國家存立のため抗爭すべきのみだ。而して、一度右抗爭が開始されるれば、時間の上からも情勢の上からも中途にして止み和平を求める事は許されない。一旦紛争の始まつた後和平を求めれば、我が國家の屈從我が民族の全滅を意味する條件を甘受せねばならない。願くば全國民は「隱忍の限度」並に右限度を越えた後惹起される犠牲の範圍を十分認識されたい。一度段階に到達すれば、我々は常に究極の勝利

を期待しつつ、如何なる犠牲を拂ふとも最後まで戦ひ抜かねばならぬ。」として對日決戦の態度を明らかにした。

武力戦開始されるや、舉國一致を名として所謂傍系軍を第一線に配備して之が消耗に務めたことは周知の事實であるが、八月二十一日「ソ」支不可侵條約を締結して共產黨の意を迎へ、他方戦時體制化のため政府機構を改變、先づ九月九日には「戦時最高國防會議法」を制定、戦時最高國防會議」及「同附屬諮問會（昭和十三年三月「國民參政會」と改稱機構擴大」を設立して軍事的行政機關となし、蔣の獨裁化を企圖する一面諮問會には共產黨員をも参加せしめて、獨裁を紛飾する方法を採つたのである。

次いで南京攻略後、政府機關を重慶、漢口に分散したが、その機會に行政院を十部から七部に改組して司法、海軍兩部は廢止し、實業、鐵道兩部を合併して經濟部とした。然し事變は進展して蔣政權は重慶に遁入するに至り、十四年一月下旬國民黨第五次中央執行委員會全體會議に於て共產黨の要求に基き最高國防委員會設立を可決、二月一日成立した。

本委員會は從來存在した「最高國防會議」を更に擴大せる戦時最高統制機關にして、國民黨と中央行政機關との連絡に當るとは云ふもの、實際は中央執行委員會にのみ責任を負ひ、軍事委員

會及び立法、司法、行政、考試、監察の五院に對して命令權を有し、當初は蔣を委員長としてその下に五院々長、外交部々長、軍事委員會參謀總長、同副參謀總長、中央執行委員會常務委員三名、合計十一名の常務委員を以つて構成したのであり、委員中には共產黨員は一名もなかつたが、後、周恩來、毛澤東も參加するに至つた。更に同年三月中旬「國共共同委員會」を組織した。それは蔣政權内部の抗戰主流派と共產黨最高幹部との緊密なる合作機關であり、目的とするところは實際上の最高權力を掌握するに在る。又、五中全會の結果三月下旬蔣を委員長とする「戰地黨政委員會」を組織して、被占領地内に於ける軍、政、黨の配備をなし、後方との連絡、統制を企圖した。

かくて、所謂「民族統一戰線」は國共委員會、最高國防委員會、戰地黨政委員會の三者を通じて實現され、事變前の國共對立、和平反共派を否定して抗日統一戰線を徹底化し、國共合作を強化せんとした。

斯くの如く、蔣政權は抗戰を唯一の原則として自己政權の確保に全力を擧げてゐるため、一方に於ては英、米、「ソ」に益々依存すると共に十四年一月には「西南經濟建設委員會」を新設して「長期抗戰」遂行のため經濟的確立を得ると共に廣東、廣西、雲南を開發の名目下に經濟的壓

迫を加へ、又我が廣西作戰行はれるや白崇禧の反對を無視して中央軍を進駐せしめ、郷土防衛を主張する李宗仁の廣西歸還を阻止し或は雲南を威嚇するなど地方軍閥を壓迫した。

而して、その間蔣政權は「長期抗戰」の下に昭和十三年三月二十九日漢口に於て國民黨臨時全國代表大會を開催して長文の宣言と共に「抗戰建國綱領」を發表して「全國の力量を集中團結せしめて」「抗戰建國」に従事することを決議した。

今、本綱領全文を示せば次の如くである。

中國國民黨は全國を領導して抗戰建國の大業に従事し抗戰必勝を欲求す。建國の必成は固より本黨同志の努力に俟ち、特に全國人民が戮力同心共同に擔負すべきである。こゝに於て本黨は内國人民に成見の捐棄を請求し畛域を破除し、意志の集中統一行政の必要を期望して、特に臨時全國代表大會は外交。軍事。經濟。民衆教育各綱領の公佈を議決して以て全國の力量を集中團結せしめ而して總動員の效果を實現せんとす。綱領左の如し。

甲 總 則

- (1) 三民主義を確定し總理遺教を以て抗戰行動及び建國の最高準繩となす。
- (2) 全國抗戰の力量は正に本黨及び蔣委員長領導下に全力を集中し奮勵邁進す。

乙 外交

- (8) 獨立自主の精神に本づき世界の我に同情する國家民族と聯合して世界の和平と正義のために共同奮闘す。
- (4) 國際和平機構及び國際和平を保障する條約に對してはその維護に盡力し並びにその權威を充實する。
- (5) 一切の日本帝國侵略に反對する勢力と聯合して日本の侵略を制止し東亞永久和平を樹立及び保障す。
- (6) 世界各國に對する現存の友誼を益々増進し以て我に對する同情を擴大す。
- (7) 日本が中國領土内において武力的に造成せる一切の偽政治組織及びその對内對外行爲を否認及び取消す。

丙 軍事

- (8) 軍隊の政治訓練を加緊し全國將士をして抗戰建國の意義を明瞭ならしめ一致報國せしむ。
- (9) 全國壯丁を訓練し民衆武力を充實し抗戰部隊を補充す。華僑に對しては歸國從軍せん

とするものはその技能に照し特殊訓練を施行して祖國を防衛せしむ。

(10) 各地武装人民を指導及び援助して各戦區司令長官の指揮の下に正式軍隊と作成を配合せしめ郷土防衛を十分發揮せしめ、外侮撃衛の効果並びに敵人後方に於ける普遍的遊撃作戰を發動、以て敵人の兵力を破壊牽制せしむ。

(11) 傷死將士を撫慰し廢兵を安んじ抗戰人員の家族を優待して以て士氣を增高し而して全國動員を鼓勵す。

丁 政治

(12) 國民參政機關を組織して全國の力量を團結し全國の思想と識見を集中して以て國策の決定と推進に利せしむ。

(13) 縣を以て單位とし民衆の自治條件を改善並びに健全ならしめ、以て抗戰中の政治的社會的基礎を鞏固とし、而して憲法實施の準備をなす。

(14) 各級政治機構を改善して簡易化し行政能力を増進し戰時需要に適合せしむ。

(15) 綱紀の肅正をなすため官吏をして國家の犠牲、規律の嚴守、命令の服従につき教育し、抗戰精神に倅る者は軍法に照して處刑す

(16) 腐敗官吏は懲戒、財産の沒收をなす。

戊 經濟

(17) 經濟建設は軍事を以て中心とし人民生活の改善、内外投資を奨励し戦時生産を擴大す
(18) 全力を以て農村經濟を發展、合作を奨励し糧食を調整し並びに荒地を開墾し水利を疏通せしむ。

(19) 礦業を開發し重工業的基礎を樹立し輕工業的經營を鼓舞し各地方の手工業を發展せしむ。

(20) 戦時税制を推行し財務行政の徹底的改革をなす。

(21) 銀行業務を統制す。

(22) 法幣を鞏固にし爲替を統制し輸出入貨物を管理して以て金融を安定せしむ。

(23) 交通系統を整理し水陸の連絡を便にし鐵道公路を増築し航運を増加す。

(24) 奸商の利益壟斷を嚴禁し物價の平價制度を期す。

己 民衆運動

(25) 全國民衆を動員し農工商學各職業團體を組織し之を改善充實す。金錢を有する者は金

三
錢を出し、力の存する者は力を出して民族生存奪取の爲の抗戦に動員す。

(26) 抗戦期間中は三民主義の最高原則及び法令に違反せざる範圍内に於て言論、出版、集會、結社に對し合法的保障を與ふ。

(27) 戦區の難民、失業民衆を救済して組織訓練を與へ以て抗戦力を増加せしむ。

(28) 民衆の國家意識を強化して政府を補助せしめ反動分子を肅正し漢奸に對しては財産を沒收す。

庚 教 育

(29) 教育制度と教育課程の改善をなし戦時教育を行ひ國民道德の修養、科學の研究、その設備の擴充を爲す。

(30) 各種専門技術員を養成して抗戦需要に應ず。

(31) 青年を訓練して戦區及び農村に服務せしむ。

(32) 婦女子を訓練して社會事業に服務せしむ。

この綱領に基き彼は「抗戦建國」を呼號してゐるが、それは汪兆銘の「和平建國」と相背馳するのは當然である。事實は嚴として存在する。如何に狂奔して東亞眞秩序を無視せんとしても絶

對に無視し得ざるものである。

蔣政権はかくして汪の脱出後も尙存在するのは内部的動搖ありとけ云へ、彼の制度機構が結束せざるを得ない様に組織されてゐるからである。即ち蔣の脱股と云はれる藍衣社、C. C. 團の背後的勢力が存在するがためである。何が故に此の背後的勢力に部内が牽制されてゐるかは蔣と之等の關係及び之等の過去の行動を観察すれば諒解し得るところである。

1701